

「静岡県リサイクル認定製品認定基準」に適合していることを証する書類を定める要領

静岡県リサイクル製品利用推進要綱（以下「要綱」という。）様式第1号及び様式第3号の添付資料3に規定する別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 要綱別表安全性への配慮の項2(1)に規定する環境基準に適合していることを証する書類  
次の表の検査項目の検査の結果を証する書類

大項目	中項目	製品例	検査項目		
			(ア) 揮発性有機化合物	(イ) 重金属等	(ウ) 農薬等
1 古紙再生品	衛生用紙	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ちり紙等	△	○	△
	印刷・OA用紙	印刷用紙、コピー用紙等	△	○	△
	一般事務用品	ノート、ファイル、収納ボックス、帳票、封筒等	△	○	△
	その他再生パルプ使用製品	緩衝材、包装紙、紙袋等	△	○	△
2 木質由来の再生品	廃木材、間伐材、小径材等を使用した木製品	鉛筆等事務用品、家具、プリンター、ベンチ、箱等	△	○	△
	廃木材等を使用したボード	パーティクルボード等	△	○	△
3 廃プラスチック再生品	廃プラスチック再生品	容器、包装フィルム、園芸用品、事務用品、繊維等	△	○	△
	廃ペットボトル再生品	衣類、繊維、繊維製品等	△	○	△
4 再生陶磁器製品		陶磁器製品等	△	○	△
5 廃ガラス再生品		板ガラス、ガラス繊維、自動車用ガラス、日用品等	△	○	△
6 再生土木資材	再生土木資材	路盤材、コンクリート2次製品等	△	○	△
	廃材を使用したタイル類	タイル、ブロック、レンガ等	△	○	△
	エコセメント	エコセメント等	△	○	△
	廃瓦を使用した瓦	廃瓦を使用した瓦等	△	○	△
	緑化基盤材	緑化基盤材等	△	○	△
	廃棄物を使用した炭化材	—	○	○	△
	廃石膏を使用した製品	石膏ボード等	○	○	△
7 その他	上記以外に属するもの	*	*	*	

(注) 検査項目については、○は必須検査項目、△は検出のおそれがない場合にその理由書を添付することにより検査を省略できる項目（知事が検査を必要と判断した場合を除く。）、\*は随時協議する項目である。

(ア)揮発性有機化合物：VOC (11項目)	ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン
(イ)重金属等 (11項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、銅、セレン、ふっ素、ほう素 ※全シアンは、 <u>工程において使用する場合に限る。</u> ※銅は、 <u>農用地において使用する場合に限る。</u>
(ウ)農薬等 (5項目)	有機燐、PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ

(2) 要綱別表安全性への配慮の項2(2) (イに掲げるリサイクル製品に該当する場合に限る。)に規定する環境基準に適合していることを証する書類：ダイオキシンの検出に係る検査の結果を証する書類又はダイオキシンの検出の恐れのない旨を示した理由書

附 則

この要領は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。